

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正について

■ 改正の概要

1) 国の人事院勧告を受けた役員の賞与の改定

国の人事院勧告を受け、長崎県及び佐世保市（以下「市」という。）において一般職の職員の給与改定及び特別職の職員の賞与の支給月数の改定が行われた。

法人の役員報酬は、「佐世保市長等の給与に関する条例」を準用しているため、市の改定にあわせて法人の役員報酬等規程を改正するもの。

年 度	6 月期	12 月期	合計
現 行	1. 675	1. 675	3. 350
令和元年度	1. 675	1.725	3.400
令和 2 年度	1.700	1.700	3.400

● 役員の賞与の改定については以下のとおり。

- ・令和元年 1 2 月支給分の改定については、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。
- ・令和 2 年度以降の支給分の改定については、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】

●人事院勧告の概要

- 1) 民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、俸給表の水準の引上げ
- 2) 期末・勤勉手当を 0.05 月分引上げ（年間 4.45 月分→4.50 月分）

●長崎県人事委員会勧告の概要

- 1) 給料表の水準を人事院勧告の内容に準じて引上げ（民間給与との較差：0.13%）
- 2) 期末・勤勉手当を 0.05 月分引上げ（年間 4.45 月分→4.50 月分）